

令和年度第1回秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会議事録

日時 令和元年9月6日（金）

午後3時～午後3時30分

場所 秋田地方総合庁舎6階602会議室

【出席者】

（専門分科会委員）

織田 秀介、川嶋 真諒、高橋 清好、高橋 奈保子、三浦 剛、森 和彦

（県）

幼保推進課 鈴木課長、浅野副主幹兼班長、花田副主幹兼班長、関主査、芳賀主査

1 開会

2 幼保推進課長あいさつ

委員の皆様には、本日はご多忙中にもかかわらず出席いただき、誠にありがとうございます。また、日ごろから、本県の保育行政に対し、御理解・御協力を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、本日の保育所専門分科会は、昨年10月1日付けで委員の改選が行われ、その後、初めての開催となります。このため、会長の選出も行っていますが、急きょ、お集まりいただきましたのは、去る6月25日に建築基準法が改正され、それに関連して、7月31日に厚生労働省の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されております。これに伴いまして、「秋田県保育所基準条例」を改正する必要がありますが生じたものであります。詳しいことは後ほど担当から説明いたしますが、これまでの基準を変更するものではなく、基準の規定を法令から県条例にしようとするものです。当専門分科会での意見を踏まえて、9月の県議会に条例改正案を諮ることとしております。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。

3 定足数確認

委員6名のうち、6名の委員が出席しており、秋田県社会福祉審議会運営要綱第6条第5項の規定により、本日の会議は成立している。

4 委員紹介

5 議事

(1) 会長・副会長の選出について

■事務局（浅野副主幹兼班長）

平成30年10月の委員の改選以来初めての会議であり、会長が選出されていないため、議事（1）会長及び副会長の選出については、事務局で進めさせていただきます。

なお、本日の議事内容は議事要旨として県のホームページに掲載されます。その際には、発言者の氏名は公開となりますので、御了承のほどお願い申し上げます。

秋田県社会福祉審議会運営要綱第4条により、会長及び副会長の選出については、委員の互選によることとなっておりますが、どなたか推薦いただけないでしょうか。

【事務局に一任との声あり】

■事務局（浅野副主幹兼班長）

事務局としましては、会長は森和彦委員に、副会長は川嶋真諒委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしければ、拍手で御承認ください。

【拍手あり】

■事務局（浅野副主幹兼班長）

ありがとうございます。ただいまの拍手をもって承認されたとさせていただきます。会長を森委員に、副会長を川嶋委員にお願いいたします。

森会長には会長席にお移りいただき、一言ごあいさつの後、議事進行をお願いします。

■森会長

会長を承りました、森です。よろしくお願いいたします。

私は秋田大学教育文化学部こども発達・特別支援講座において、保育士の育成に携わっております。保育士は子育てに関する様々な制度に精通したプロであると思っておりますが、世間一般においては、誰でもできる仕事と思われるところもあるように感じています。しかし保育士はもっと有能でなければならないと、その意義と価値を世間の皆様に認めていただきたいと思っております。

本専門委員会は、保育所に関する基準を審議する場ではありますが、ともすれば基準の数値さえクリアすればよいという方向に進みがちで、基準を定めたその背景にある本来の目的を忘れてしまうことがあります。そのようなことにならないように、今一度基準を定めた趣旨を確認して、最終的には子どもや親によいものが還元されるための審議を進めていければと思います。皆様には積極的な御発言をお願いします。

それでは、次第に従いまして、議事を進めて参ります。

(2) 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

■森会長

改正の概要について、事務局から説明をお願いします。

■事務局（関主査）

去る6月25日に建築基準法が改正され、3階建てで延べ床面積が200㎡未満の建物について、耐火建築物でなくても良いとされました。一方、保育所の耐火性能基準については、建築基準法に加え、厚生労働省令の児童福祉施設基準でも規制されており、その省令を基に、県が保育所基準条例を定めています。

建築基準法の改正を受けて、該当の建築物については、小学校就学前の子どもの安全を確保する観点から、これまでと同様の基準を維持するよう、7月31日に厚生労働省令が改正されました。このため、この省令改正を踏まえて、県保育所基準条例の第16条に規定する保育所の設備に関する基準について、必要な改正を行おうとするものです。

この条例改正では、従前と同様の基準を維持することとなりますし、実質的に現行基準の変更はありません。

9月11日からの9月定例県議会において、条例改正案を提出し、可決されれば議決の日から施行される運びとなります。

なお、幼保連携型認定こども園については、同様に基準条例を改正する予定です。また幼稚園については、国の設置基準である文部科学省令において、保育室は2階以下に設置するよう定められていることから、今回の法律改正の影響はありません。

□高橋清好委員

県内には、実際に該当となる建物はありますか。

■事務局（関主査）

該当する建物はございません。

■森会長

他に御意見はないようですので、条例改正については説明のとおりとすることよろしいでしょうか。

□委員一同

はい。

■森会長

そのように決めます。

(3) 秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会設置要綱の一部改正について

■森会長

改正の概要について、事務局から説明をお願いします。

■事務局（関主査）

第3条第3項に、会長は、任期満了の後でも、後任の会長が選出されるまでは、なお、その職務を行う。という規定を追加するものです。

会長の任期が終了すれば、次回開催の選任まで会長不在となり、協議事項が生じた場合等、対応が遅れ支障を来してしまう。分科会をスムーズに開催できるよう、規定を追加したものであります。

本日の保育所専門分科会でお認めいただければ、附則において本日付で施行する運びとなります。

■森会長

御意見はないようですので、要綱の改正については説明のとおりとすることによろしいでしょうか。

□委員一同

はい。

■森会長

そのように決めます。

これで本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、会議の進行を事務局にお返しします。

6 その他

■事務局（関主査）

当分科会の今年度の予定についてご連絡いたします。

私立保育所の設置認可の案件が、今年度は3件上がる見込みとなっております。来年1月下旬から2月中旬に第2回の分科会を開催したいと考えておりますので、今後日程調整等をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

7 閉会